

浜田市告示第 52 号

浜田市ソフト産業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市ソフト産業立地促進補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市ソフト産業立地促進補助金交付要綱(平成 27 年浜田市告示第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 新たな常用従業員 浜田市企業立地促進条例施行規則(平成 18 年浜田市規則第 14 号)別表備考第 3 号に規定する新たな常用従業員をいう。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) U・I ターン常用従業員 浜田市企業立地促進条例施行規則別表備考第 4 号に規定する U・I ターン常用従業員をいう。

第 3 条第 1 号ア及びイを次のように改める。

ア ソフト産業を立地するに当たり、新たな常用従業員又は U・I ターン常用従業員の合計人数が 5 人以上であること。

イ ソフト産業を立地するに当たり、新たな常用従業員又は U・I ターン常用従業員の半数以上が市内に住所を有する者であること。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 県規則第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する業種に属する事業 ソフト産業を立地するに当たり、新たな常用従業員又は U・I ターン常用従業員の合計人数が 3 人以上(既に県内に事業所を有する企業にあっては、5 人以上)であること。

第 6 条第 2 項第 2 号中「雇用計画」を「雇用・配置計画」に改める。

様式第 1 号中

「

- |   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> インターネット附随サービス業 | <input type="checkbox"/> コールセンター業   |   |
| <input type="checkbox"/> データセンター業       | <input type="checkbox"/> シェアードサービス業 | を |
| <input type="checkbox"/> 非破壊検査業         | <input type="checkbox"/> 機械設計業      |   |
| <input type="checkbox"/> その他            |                                     |   |

」

「

- |   |                                     |    |
|---|-------------------------------------|----|
| <input type="checkbox"/> インターネット附随サービス業 | <input type="checkbox"/> インターネット広告業 |    |
| <input type="checkbox"/> コールセンター業       | <input type="checkbox"/> データセンター業   | に、 |
| <input type="checkbox"/> シェアードサービス業     | <input type="checkbox"/> 非破壊検査業     |    |
| <input type="checkbox"/> 機械設計業          | <input type="checkbox"/> その他        |    |

」

「雇用計画」を「雇用・配置計画」に改める。

様式第 3 号中

「

市長が浜田市ソフト産業立地促進補助金交付要綱第 8 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下記のとおり補助金を請求し、補助金の交付については指定する口座への振替を希望します。

を

」

「

市長が浜田市ソフト産業立地促進補助金交付要綱第 8 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下記のとおり補助金を請求し、補助金の交付については指定する口座への振替を希望します。

に

なお、補助金の交付決定に際して市長が私の市税の納付状況について調査することに同意します。

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市ソフト産業立地促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。